

**新潟県公安委員会規則第10号**

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を次のように定める。

平成24年 7月 6日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(新潟県警察組織規則の一部改正)

**第1条** 新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(外事課)</p> <p><b>第37条</b> 外事課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）<u>及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）</u>に規定する犯罪</p> <p style="margin-left: 2em;">イ (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">エ (略)</p> <p><b>別表第1</b>（第39条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 名</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外 事 課</td> <td style="text-align: center;">国際テロリズム対策室</td> <td style="text-align: center;">第37条第1号イに掲げる警備情報の収集、整理その他当該警備情報に関すること及び同条第2号ア及びエに掲げる犯罪の取締りに関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)			外 事 課	国際テロリズム対策室	第37条第1号イに掲げる警備情報の収集、整理その他当該警備情報に関すること及び同条第2号ア及びエに掲げる犯罪の取締りに関すること。	<p>(外事課)</p> <p><b>第37条</b> 外事課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する犯罪</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する犯罪</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">エ (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">オ (略)</p> <p><b>別表第1</b>（第39条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 名</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外 事 課</td> <td style="text-align: center;">国際テロリズム対策室</td> <td style="text-align: center;">第37条第1号イに掲げる警備情報の収集、整理その他当該警備情報に関すること及び同条第2号ア、イ及びオに掲げる犯罪の取締りに関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)			外 事 課	国際テロリズム対策室	第37条第1号イに掲げる警備情報の収集、整理その他当該警備情報に関すること及び同条第2号ア、イ及びオに掲げる犯罪の取締りに関すること。
課 名	名 称	分 掌 事 務																	
(略)																			
外 事 課	国際テロリズム対策室	第37条第1号イに掲げる警備情報の収集、整理その他当該警備情報に関すること及び同条第2号ア及びエに掲げる犯罪の取締りに関すること。																	
課 名	名 称	分 掌 事 務																	
(略)																			
外 事 課	国際テロリズム対策室	第37条第1号イに掲げる警備情報の収集、整理その他当該警備情報に関すること及び同条第2号ア、イ及びオに掲げる犯罪の取締りに関すること。																	

(新潟県道路交通法施行細則の一部改正)

**第2条** 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(駐車禁止及び時間制限駐車区間の対象から除外する車両)</p> <p><b>第7条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第12号に掲げる車両に係る標章</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 標章の交付を受けようとする者の住民票の写し</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p><b>第12条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等として選任された者の住民票の写し</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(5) (略)</p> <p>3 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けているときは、運転免許証の写しを添付して、前項の規定に基づく住民票の写しの添付に代えることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(旅客自動車教習所の指定申請等)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 管理者、教習指導員の住民票の写し</p>	<p>(駐車禁止及び時間制限駐車区間の対象から除外する車両)</p> <p><b>第7条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第12号に掲げる車両に係る標章</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 標章の交付を受けようとする者が<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合は住民票の写し、適用を受けない者である場合は登録証明書等</u></p> <p>4～10 (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p><b>第12条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等として選任された者が<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者であるときは同法第6条に規定する住民票の写</u></p> <p>(2) <u>安全運転管理者等として選任された者が住民基本台帳法の適用を受けない者であるときは、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書、旅券又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類の写</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けているときは、運転免許証の写しを添付して、前項の規定に基づく住民票の写し又は<u>外国人登録証明書の写しの添付にかえる</u>ことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(旅客自動車教習所の指定申請等)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 管理者、教習指導員が<u>住民基本台帳法の適用</u></p>

<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>を受ける者であるときは同法第6条に規定する 住民票の写し</p> <p>(2) <u>管理者、教習指導員が住民基本台帳法の適用 を受けない者であるときは、外国人登録法第5 条第1項に規定する登録証明書、旅券又は権限 のある機関が発行する身分を証明する書類の写 し</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
--	---

**附 則**

この規則は、平成24年7月9日から施行する。